

平成12年（ネ）第514号 診療報酬請求控訴事件  
控訴人 社会保険診療報酬支払基金  
被控訴人 外川 正

証拠申出書

平成13年2月26日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

控訴人指定代理人 近藤 裕之  
草薙 秀雄  
渡邊 敬治  
控訴人訴訟代理人 川本 務

#### 第一 証人の表示

- 1 〒105-0004  
東京都港区新橋二丁目1番3号  
証人 宮武 光吉  
(同行、主尋問60分、旅費・日当不要)
- 2 〒263-0051  
千葉市稲毛区園生町1267番2号  
証人 石井 拓男  
(同行、主尋問60分、旅費・日当不要)

#### 第二 立証の趣旨

##### 1 証人宮武光吉について

証人は、歯周治療の新しい方式としてのP・型が保険に導入された昭和60年3月1日施行の算定告示の一部改正当時、厚生省保険局歯科医療管理官の職にあり、行政側の担当者として同改正に直接携わった者である。

同証人によって、上記改定の経緯、歯周治療用装置に関する算定告示、関連通知の趣旨、意味内容等について明らかにする。

##### 2 証人石井拓男について

証人は、本件各治療当時、厚生省保険局歯科医療管理官の職にあった者である。

同証人によって、上記当時の算定告示、関連通知の運用と本件各被覆冠が歯周治療用装置算定の要件に該当しないこと等を明らかにする。

#### 第3 尋問事項

- 1 証人宮武光吉について  
別紙1 尋問事項記載のとおり

- 2 証人石井拓男について  
別紙2 尋問事項記載のとおり

#### 別紙1

##### 尋問事項

証人 宮武光吉

- 1 証人の経歴及び職務内容について
- 2 算定告示の改正の仕方について
- 3 昭和60年3月1日施行の算定告示の一部改正により、P・型の歯周治療が保険に導入された経緯及び趣旨について
- 4 歯周治療用装置の点数算定要件について
- 5 歯周治療用装置と暫間被覆冠の相違について
- 6 その他、上記に関連した事項

#### 別紙2

##### 尋問事項

証人 石井拓男

- 1 証人の経歴及び職務内容について
- 2 歯周治療の実態について
- 3 本件各治療当時の算定告示及び保険発第25号通知における歯周治療の扱いについて
- 4 岩手県保険医協会が作成した治療計画書の書式について
- 5 本件各治療当時の歯周治療用装置の点数算定の取扱いと本件各被覆冠の同要件該当性について
- 6 その他、上記に関連した事項

#### 経歴書

氏名 宮武光吉 みやたけ こうきち  
生年月日 昭和12年6月6日  
勤務地 東京都港区新橋二丁目1番3号  
(社会保険診療報酬支払基金)

##### 学歴

昭和37年3月 東京医科歯科大学歯学部卒業

##### 職歴

神奈川県、厚生省、山形県勤務を経て  
昭和52年2月 厚生省保険局医療課長補佐  
昭和58年4月 厚生省保険局歯科医療管理官

昭和62年5月 国立がんセンター運営部長  
平成元年9月 厚生省健康政策局歯科衛生課長  
平成5年1月 厚生省退官  
東京歯科大学教授、鶴見大学歯学部客員教授  
平成12年4月 社会保険診療報酬支払基金基金特審専門役（歯科）  
現在に至る。

## 経歴書

氏名 石井拓男 いしい たくお

生年月日 昭和23年1月21日

住所 千葉市稲毛区園生町1267番2号

### 学歴

昭和47年3月 愛知学院大学歯学部卒業

### 職歴

昭和47年5月 愛知学院大学歯学部助手（口腔衛生学教室）

昭和53年10月 愛知学院大学歯学部講師

昭和55年12月 歯学博士

昭和63年11月 愛知学院大学歯学部助教授

平成2年2月 厚生省保険局医療課医療指導監査室医療指導監査官

平成3年4月 厚生省保険局医療課長補佐

平成5年1月 厚生省保険局歯科医療管理官

平成7年6月 厚生省健康政策局歯科衛生課長

平成9年7月 厚生省健康政策局歯科保険課長

平成11年8月 厚生省退官

平成11年9月 東京歯科大学社会歯科学研究室教授

現在に至る。

### 公職

日本口腔衛生学理事

日本公衆衛生学会評議委員